

美術品等の売買に関する規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、SBIアートオークション株式会社（以下「当社」といいます。）が当社の子会社であるSBIアートポート株式会社（以下「当社子会社」といいます。）の代理人として行う美術品等の売買等についての基本的な事項を定めるものです。当社は、当社子会社の代理人としてお客様との間で美術品等の売買（以下「本件取引」といいます。）をさせていただきますが、お客様は、あらかじめ当社が定める「お客様登録に関する規約」に従いお取引先としての登録を行い、同規約の規定に同意しなければなりません。また、登録済みのお客様は、本件取引を行うに当たり、最新のお客様登録に関する規約（新規登録に関する事項を除きます。）を確認して規定に同意しなければなりません。本規約は、日本語で作成されます。日本語で作成された本規約と、当社が提供する本規約の英訳の内容との間に矛盾が生じた場合は、日本語の規定が優先されます。

第1章 当社の地位と責任

第1条（代理人）

- 1 当社は、当社子会社から本件取引をするために必要な一切の権限（美術品等を売却するお客様又は美術品等を購入するお客様との間で当社子会社の代理人として売買契約を締結し、履行するために必要な権限を含みますが、これらに限られません。）が付与されており、お客様が当社子会社との間で行う美術品等の売買は、当社が当社子会社の代理権を有することを承諾のうえ行うものとします。
- 2 お客様は、当社が、前項の権限に基づき、当社子会社の代理人又は使者として本件取引に関する行為を行うことを承諾するものとします。

第2条（当社の責任）

- 1 当社が、お客様に対し、美術品等の保管の義務を負う場合において、当社の故意又は過失により美術品等が滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等（以下「滅失等」といいます。）したときは、当社は、当社が別途損害保険会社と締結する損害保険契約に基づき、現実に支払われる保険金の額を上限として賠償し、保険金が現実に支払われない場合は、当社とお客様との協議により合意した金額を賠償します。但し、本件取引に消費者契約法が適用される場合、美術品等の滅失等について当社に故意又は重過失がないときに限り、当該美術品等の時価（鑑定その他の合理的な方法により算定される金額をいいます。）の90%を上限として賠償します。
- 2 前項に規定する場合以外については、当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任を負わないものとします。但し、本件取引に消費者契約法が適用される場合、本項は適用しないものとします。
- 3 前各項にかかわらず、当社は、お客様に生じた損害が、天災地変（地震、落雷、火災、台風、津波、感染症の蔓延を含みますが、これらに限られません。）、内乱、騒乱、暴動、戦争、クーデター、電力等のエネルギーの供給不足、サイバー攻撃、ストライキ、争議行為、法令の

制定・改廃、公権力による命令・処分・指示・要請等に基づき発生した場合、お客様に対して一切の損害賠償義務を負いません。

- 4 当社がお客様に対して損害賠償義務を負担する場合、損害賠償の範囲は通常かつ直接の損害に限られるものとします。但し、本件取引に消費者契約法が適用される場合、本項は、当社に故意又は重過失がないときに限り適用されるものとします。

第2章 美術品等の買受け

第3条 (売買契約の成立)

- 1 当社子会社が買い受ける美術品等を所有するお客様（本章において、以下「売主」といいます。）と当社子会社との売買契約（本章において、以下「本契約」といいます。）は、以下の事項について、売主と当社との協議に基づき、当社が売却申込書を作成し、売主が当該売却申込書に記名押印又は署名のうえ当社に交付したときに成立するものとします。
 - (1) 対象となる美術品等（本章において、以下「本件美術品等」といいます。）
 - (2) 本件美術品等の買受金額（本章において、同金額に消費税等相当額を加算した金額を「本件売買代金」といいます。）
 - (3) 本件売買代金の支払期日
 - (4) 本件美術品等の引渡し方法（引き渡す場所と年月日を含みます。以下本章において同じです。）
- 2 前項に定める売却申込書の内容と本規約の規定が抵触するときは、売却申込書の内容が優先するものとします。

第4条 (代金の支払)

- 1 当社は、当社子会社の委託を受けて、前条第1項に従い合意する支払期日までに、当社名義で本件売買代金を売主が指定する売主名義の銀行口座に対して振込送金する方法により支払うものとします（振込手数料は当社の負担とします。）。
- 2 前項にかかわらず、売主が当社子会社に対し何らかの金銭債務を負担しているときは、当該債務の弁済期が到来しているか否とにかかわらず、当社子会社は、任意に選択する債権及び債務について対当額にて相殺することにより、本件売買代金の全部又は一部を支払うことができるものとします。

第5条 (本件美術品等の引渡し)

- 1 売主は、当社に対し、美術品等の状態検査（以下「状態検査」といいます。）を本件美術品等に対して行うことを委託し、第3条第1項に従い合意する方法により本件美術品等を当社に対して引き渡すものとします。当社は、売主及び当社子会社の双方からの委託に基づき、引き渡された本件美術品等に対して状態検査を行い、その結果を売主及び当社子会社に通知するものとします。当社又は当社子会社は、当該結果を踏まえて本件美術品等に当社子会社が許容できないシミ、キズ、カビ、汚損、摩耗、ひび割れ、剥がれその他の劣化、退色・変色

等の欠陥（以下「欠陥等」といいます。）がないと判断した場合、その旨を売主に通知（以下「検査合格通知」といいます。）するものとします。売主は、当社又は当社子会社から検査合格通知が行われること停止条件として、当社を占有代理人とする指図による占有移転の方法により本件美術品等を当社子会社に引き渡すものとし、当社子会社は、当該引渡しをあらかじめ承諾するものとします。

- 2 本契約の成立よりも前に、当社が、売主から前項に定める委託に基づき本件美術品等の引渡しを受けて状態検査を行い、当社又は当社子会社が、当該状態検査の結果を踏まえて本件美術品等に当社子会社が許容できない欠陥等がない旨を売主に通知している場合、本契約の成立時に、当社子会社に対する本件美術品等の引渡しが完了するものとします。
- 3 本件美術品等の引渡し完了前に第7条第2項に定める要求事由が判明した場合、売主が当社又は当社子会社からの要求を充足したときに引渡しが完了するものとします。
- 4 本件美術品等の引渡しに係る一切の費用（状態検査に係る費用を含み、国外から輸入する場合は、輸入に関して当社が支払った一切の費用を含みますが、これらに限られません。）は、売主が負担するものとします。

第6条（所有権の移転及び危険負担）

- 1 本件美術品等の所有権は、前条に定める引渡しの完了をもって、売主から当社子会社に移転するものとします。
- 2 前条に定める本件美術品等の引渡しの完了前に生じた本件美術品等の滅失、毀損その他一切の損害は、当社又は当社子会社の責めに帰すべきものを除き、売主が負担するものとします。

第7条（保証事項等）

- 1 売主は、本件取引に当たり、本件美術品等につき、当社子会社に対して次の事項を保証するものとします。
 - (1) 本件美術品等の所有権は売主（又は売主に対して適法かつ有効に本件美術品等の売買を委託した第三者）に有効かつ確定的に帰属しており、売主は本件美術品等を処分する完全な権限を有すること。
 - (2) 本件美術品等には第三者の担保権等の設定等が一切なされておらず、前条第1項の定めによる所有権の移転後は、当社子会社は何らの負担のない完全かつ確定的な所有権を取得できること。
 - (3) 本件美術品等が第三者の肖像権、著作権等の第三者の権利及び利益を侵害し、又は侵害するおそれがないこと。
 - (4) 本件美術品等はその作者として表示される者（売主が作者であると表明した者を含む。）が制作した真作であること。
- 2 前項各号に定める売主の保証事項が一つでも真実でないことが判明した場合若しくは真実でないに疑うに足る合理的な理由が存在する場合、又は、第5条第1項及び第2項に定める状態検査において当社子会社が許容できない欠陥等のあることが判明した場合、当社又は当社

子会社は、その選択により、代替品の提供、代金の減額、本件美術品等の修復等を売主に対して要求することができるものとし、売主はこれに応じなければなりません。

- 3 前項に定める場合において、売主に対して代金がまだ支払われていないときは、売主が前項に基づく当社又は当社子会社からの要求に応じるまで、当社子会社は代金の支払を留保できるものとし、本項に基づき代金の支払が留保された後に売主が当該要求に応じて必要な対応を行った場合、売主と当社との間で合意した日を本件売買代金の支払期日と改め、代金の減額がなされたときは、減額後の金額を買受金額として同額に消費税等相当額を加算した金額を本件売買代金と改めるものとし、

第8条（遅延損害金）

当社子会社が本件売買代金の支払を遅延した場合、当社子会社は、支払期日の翌日から支払に至るまで、当該支払期日において支払うべき金額について、民法（明治29年法律第89号）所定の法定利率による遅延損害金を売主に対して支払うものとし、

第9条（契約の解除）

- 1 物価の急激な変動その他事情の変更により本契約の条件が著しく不合理であると当社子会社において認められる場合には、当社又は当社子会社から本契約の条件の変更を申し入れることができ、売主に対して、相当な期間を定めて回答を求めたにもかかわらず合理的な理由を示すことなくこれに応じない場合、当社又は当社子会社は本契約を解除することができるものとし、
- 2 当社又は当社子会社による第7条第2項の要求に対して、売主が速やかに応じない場合、又は応じることができない場合、当社又は当社子会社は、売主に対して通知することにより本契約を解除することができるものとし、
- 3 本件美術品等の所有権が当社子会社に移転したのちに、第7条第1項に定める売主の保証事項が一つでも真実でないことが判明した場合若しくは真実でないに疑うに足る合理的な理由の存在が明らかになった場合、又は、状態検査において確認できなかった当社子会社が許容できない欠陥等の存在が明らかになった場合、当社又は当社子会社は、第7条第2項と同様の要求ができるものとし、当該要求に対して売主が速やかに応じない場合、又は応じることができない場合、当社又は当社子会社は、売主に対して通知することにより本契約を解除することができるものとし、
- 4 前各項の他、次の各号のいずれかに該当するときは、当社子会社は、催告及び自己の債務の履行の提供をすることなく、売主に対して通知することにより、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、なお、かかる解除権の行使は、売主に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。
 - (1) 売主に、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続又は私的整理手続の開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき。

- (2) 売主が事業を停止又は廃止したとき。
 - (3) 売主が、支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態になった場合、又は、電子交換所による取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 本件美術品等について、当社又は当社子会社が、盗品、遺失、相続、その他原因のいかんを問わず、真正な所有者と主張する者から返還請求を受けたとき。
 - (5) 本件美術品等の売買（所持を含む。）について、当社又は当社子会社が、法律により禁止されると判断したとき。
 - (6) 当社子会社が本件売買代金を支払う前に、売主が死亡若しくは意思能力を喪失し、又は売主について後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判の申立がなされたとき。
 - (7) 当社子会社が本件売買代金を支払う前に、売主が所在不明になったとき。
 - (8) 売主に、法令の重大な違反があったとき。
 - (9) 売主が、本規約の各条項に違反し、又は本契約上の債務の履行を怠ったとき。
 - (10) 売主の資産について差押え、仮差押え、保全差押え若しくは仮処分の申立がなされたとき、命令若しくは通知（日本国外における同様の手続を含む。）が発送されたとき、又は競売手続の開始があったとき。
 - (11) 前各号を除き、売主の事業又は財産（法人の場合は代表者の個人資産を含む。）の状態が悪化し、又は悪化するおそれがあり、債権保全のために必要と認められるとき。
- 5 前各項の規定は、第 26 条第 3 項に基づく本契約の解除を妨げるものではないものとします。
- 6 売主は、本契約が解除された場合（第 26 条第 3 項に基づき解除された場合を含みます。）、本件美術品等を自己の費用をもって即時に取り戻らなければなりません。但し、当該解除の前に当社子会社から売主に対して本件売買代金の支払が行われている場合その他当該解除の時点で売主が当社又は当社子会社に対して費用等の支払債務を負っている場合には、売主は、当社又は当社子会社に対して本件売買代金の返還及び当該支払債務の弁済を行わなければならない、当該返還及び弁済をした場合に限り本件美術品等を取り戻ることができるものとします。売主の引取りがない場合には、当社又は当社子会社は、売主の費用をもって、本件美術品等を売主又はその関係者に返却し、又は本件美術品等を売却してその代価を保管若しくは供託することができるものとします。なお、本件美術品等の預託又は引渡しを受ける際に、その保管及び引取りに関して売主及び当社の間で合意がなされている場合は、当該合意に基づき処理するものとします。

第 10 条（権利義務の譲渡禁止）

売主は、事前に当社子会社の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位、本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供するなど一切の処分をすることはならないものとします。

第 11 条（費用負担）

本契約に関連して発生する費用については、本規約に規定されているもの及び当社子会社が負

担することにつき当社と別途合意したものを除き、売主が負担するものとします。

第3章 美術品等の売却

第12条 (売買契約の成立)

- 1 当社子会社が所有する美術品等をお客様（本章において、以下「買主」といいます。）が買い受ける当社子会社と買主間の売買契約（本章において、以下「本契約」といいます。）は、以下の事項について、買主と当社との協議に基づき、当社が購入申込書を作成し、買主が当該購入申込書に記名押印又は署名のうえ当社に交付したときに成立するものとします。
 - (1) 対象となる美術品等（本章において、以下「本件美術品等」といいます。）
 - (2) 本件美術品等の買受金額（本章において、同金額に消費税等相当額を加算した金額を「本件売買代金」といいます。以下同じです。）
 - (3) 本件売買代金の支払期日
 - (4) 本件美術品の引渡し方法（引き渡す場所と年月日を含みます。以下本章において同じです。）
- 2 前項に定める購入申込書の内容と本規約の規定が抵触するときは、購入申込書の内容が優先するものとします。

第13条 (代金の支払)

- 1 買主は、本件美術品等の引渡しに先立ち、前条第1項に従い合意する支払期日までに、当社が指定する当社名義の銀行口座に対して振込送金する方法により支払うものとします（振込手数料は買主の負担とします。）。
- 2 買主は、本件売買代金の支払後は、本契約を解除することができないものとします。
- 3 当社子会社が本件売買代金に関して請求書を発行する場合は、当社が当社子会社名義の請求書を代理発行するか、媒介者交付特例による当社名義の請求書を発行するか、いずれかの方法によるものとします。

第14条 (本件美術品等の引渡し)

- 1 買主に対する本件美術品等の引渡しに係る事務は、当社子会社の委託を受けて当社が行うものとし、当社は、買主による前条に規定する本件売買代金の全額の支払を確認した後、別途買主と当社との間に第12条第1項に従い合意する引渡し方法に特段の定めのない限り、次の各号に定める方法のいずれかの方法により、当該各号に定める引渡しの時点の現状のまま本件美術品等の引き渡しを行うものとします。
 - (1) 対面の場合、買主又はその代理人若しくは使用者に現実に本件美術品等を引き渡す方法
 - (2) 日本国内に配送する場合、当社が買主の指示に基づき運送業者（当社又は買主が選定した運送業者のいずれも含みます。以下本項において同じです。）に本件美術品等を引き渡す方法
 - (3) 日本国外に配送する場合、当社子会社又は運送業者が日本国外に仕向けられた船舶又は

航空機等へ本件美術品等の積込みを行うことにより引き渡す方法

- 2 買主は、本件美術品等の引渡しを受けた場合、当社に対して本件美術品等の受領書を発行するものとします。
- 3 本件美術品等の引渡しに係る一切の費用（国外に輸出する場合は、その輸送料及び関税や通関手数料等を含みます。）は、買主が負担するものとします。

第 15 条 （本件美術品等が引渡不能となった場合の措置等）

- 1 前条の規定にかかわらず、買主に対する引渡し前に本件美術品等が滅失した場合、その他理由のいかんを問わず、引き渡すべき日に買主に対して本件美術品等を引き渡すことができない事由が生じた場合、当社子会社の買主に対する本件美術品等の引渡義務は消滅するものとします。
- 2 前項の場合において、当社が買主から本件売買代金の全部又は一部を既に受領しているときは、当社は、当該売買代金の全部又は一部（なお、本件売買代金の受領日以降の利息は付さないものとします。）を、買主及び当社との間で別途合意する日までに、買主が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により買主に返金するものとします（振込手数料は、当社の負担とします。）。
- 3 第 1 項の場合の当社子会社の買主に対する責任は、前項に規定する返金に限られるものとし、これにより買主が被った一切の損害（弁護士費用、特別又は間接の損害を含むが、これらに限られません。）について、当社及び当社子会社は何らの責任も負わないものとします。但し、本件取引に消費者契約法が適用される場合、本項は当社又は当社子会社に故意又は重過失がないときに限って適用するものとします。

第 16 条 （所有権の移転）

本件美術品等の所有権は、買主に対して本件美術品等を引き渡した時をもって、当社子会社から買主に移転するものとします。なお、以下の各号に定める場合は、以下の各号に定める時点で、買主に対する引渡しが完了したものとします。

- (1) 第 14 条第 1 項第 1 号により本件美術品等を対面により引き渡す場合、同号に従い買主又はその代理人若しくは使用者に現実に本件美術品等を引き渡した時点
- (2) 第 14 条第 1 項第 2 号により本件美術品等を日本国内に配送する場合、同号に従い当社が買主の指示に基づき運送業者に本件美術品等を引き渡した時点
- (3) 第 14 条第 1 項第 3 号により本件美術品を日本国外に配送する場合、同号に従い当社子会社又は運送業者が日本国外に仕向けられた船舶又は航空機等への本件美術品等の積込みを行った時点

第 17 条 （確認及び承諾事項）

買主は、次の各号に定める事項を確認及び承諾のうえ、本契約を締結して本件取引を行うものとします。

- (1) 本件美術品等は、引渡しがなされる時点の現状のままで、買主に対して引き渡されるものであり、当社及び当社子会社は、買主に対して、本件美術品等の品質、状態及び価値等について一切保証するものではないこと。
- (2) 当社及び当社子会社は、本件美術品等の真贋について一切保証するものではなく、買主は、自らの責任と判断で本件美術品等を購入すること。
- (3) 本件取引につき、売主である当社子会社及びその代理人である当社の買主に対する責任は、本規約に規定するものに限られ、民法その他の法令に基づく担保責任を負担しないこと。

第 18 条（遅延損害金）

買主が本件売買代金の支払を遅延した場合、買主は、支払期日の翌日から支払に至るまで、当該支払期日において支払うべき金額について、年率 14.6%の割合による遅延損害金を当社子会社に対して支払うものとします。

第 19 条（契約の解除）

- 1 買主が以下の各号のいずれかの事由に該当するときは、当社子会社は、買主に対して通知することにより、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。また、かかる解除権の行使は、買主に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。
 - (1) 特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続又は私的整理手続の開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき。
 - (2) 事業を停止又は廃止したとき。
 - (3) 支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態になった場合、又は、電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 買主の資産について差押え、仮差押え、保全差押え若しくは仮処分の申立があされたとき、命令若しくは通知（日本国外における同様の手続を含む。）が発送されたとき、又は競売手続の開始があったとき。
 - (5) 前各号を除き、買主の事業又は財産（個人資産を含む。）の状態が悪化し、又は悪化するおそれがあり、債権保全のために必要と認められるとき。
 - (6) 第 14 条第 1 項に定める引渡し日に本件美術品等の引渡しを受けなかったとき。
 - (7) 買主に、法令の重大な違反があったとき。
 - (8) 買主が、本規約の各条項に違反し、又は本契約上の債務の履行を怠ったとき。
- 2 前項の規定は、第 26 条第 3 項に基づく本契約の解除を妨げるものではありません。

第 20 条（権利義務の譲渡禁止）

買主は、事前に当社子会社の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位、本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供するなど一切の処分をして

はならないものとします。

第 21 条 (費用負担)

本契約に関連して発生する費用については、本規約に規定されているもの及び当社子会社が負担することにつき当社と別途合意したものを除き、買主が負担するものとします。

第 4 章 雑則

第 22 条 (機密保持)

お客様(第 3 条に定める売主又は第 12 条に定める買主をいいます。以下同じです。)及び当社子会社(代理人である当社を含みます。本項において以下同じです。)は、「機密情報」(本取引に関連して一方当事者が他方当事者に開示、提供した技術、営業、人事、財務、組織その他の事項に関する一切の情報をいいます。以下本条において同じです。)について、次の各号の定めに従うものとします。なお、機密情報を開示し又は開示する立場にある者を「開示者」といい、機密情報の開示を受け又は受ける立場にある者を「受領者」といいます。

- (1) 機密情報を第三者に開示又は提供してはならず、また、本件取引に基づく義務の履行以外の目的に使用してはならないものとします。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する情報は、機密情報に該当しないものとします。
 - ① 情報の開示の時点で、既に公知又は公用である情報
 - ② 情報の開示の後、受領者の責に帰すべき事由によらず、公知又は公用となった情報
 - ③ 情報の開示の前から、受領者が適法に所持していた情報
 - ④ 情報の開示の後、受領者が、第三者より機密保持義務を負わず適法に入手した情報
 - ⑤ 受領者が、当該情報に依拠することなく独自に開発した情報
- (3) 第 1 号の定めにかかわらず、受領者は、裁判所の命令、監督官公庁、金融商品取引所若しくは金融商品取引業協会の規則又はその他法令・規則(以下「法令等」といいます。)の定めに従った要求がある場合、機密情報を開示することができるものとします。但し、受領者は、法令等に反しない範囲において、当該要求の内容を直ちに開示者に対して書面で通知し、開示者が自己の判断と費用により対応を検討する機会を与える義務を負います。
- (4) 受領者は、第 1 号の定めにかかわらず、本件取引の目的を達成するために必要な範囲に限って、(i)自己の役員・従業員、並びに自己の親会社又はその子会社若しくは関連会社の役員・従業員(以下「役職員等」といいます。)、(ii)弁護士、公認会計士又は税理士等、法律により当然に守秘義務を負う者に対して、機密情報を開示することができるものとします。但し、受領者は、役職員等に対し、本契約に基づき負担する義務と同等の義務を負担させ、当該義務の違反があったときは受領者の違反とみなし、開示者に対して責任を負担するものとします。
- (5) 受領者は、機密情報の不正使用、不正開示又は漏洩を防止するため、善良なる管理者の注意義務をもって機密情報を管理するものとします。

第 23 条 (規約の変更)

当社は、その裁量により本規約を変更することができるものとします。また、本規約を変更する場合、当社は、当社ウェブサイトにて本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知します。

第 24 条 (お客様に対する通知、届出)

- 1 お客様への通知又は請求は、本規約で別途定める場合を除き、当社の判断により、(i)手渡しによる交付、(ii)売却申込書、購入申込書等に記載されたお客様の住所宛での郵便（海外の場合は航空便）又は(iii)お客様が当社に通知したメールアドレス宛での電子メールにより行うものとし、かつそれをもって足りるものとします。郵便による通知若しくは請求は、発送の日から 2 日後に到達したものとみなされ、電子メールによる通知若しくは請求は、発送の時に到達したものとみなされます。
- 2 お客様は、本件取引が完了するまでの間に、氏名（名称）、住所又はメールアドレス等を変更した場合には、直ちに書面にて当社に届け出るものとします。

第 25 条 (消費者契約法等との関係)

本規約と消費者契約法との間では、消費者契約法が優先するものとします。また、本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 26 条 (反社会的勢力の排除)

- 1 お客様は、当社に対し、自己（お客様が法人の場合は法人及び法人の役員等をいいます。以下同じです。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらの者を「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次に掲げるいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 お客様は、当社に対し、自己が又は第三者を利用して次に掲げるいずれかに該当する行為を

行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社若しくは当社子会社の信用を毀損し、又は当社若しくは当社子会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、お客様が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちにお客様との取引の全部若しくは一部を停止し、又はお客様との契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。なお、当社は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、お客様に対して何ら説明し又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解除に起因し又は関連してお客様に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負わないものとします。
- 4 お客様が第1項又は第2項の確約に反したことにより当社及び当社子会社が損害を被った場合、お客様はその損害を賠償する義務を負うことを確約するものとします。

第27条（協議事項）

本規約の解釈につき疑義が生じた場合、又は本規約に定めのない事項については、お客様及び当社は誠意をもって協議解決を図るものとします。

第28条（準拠法）

本規約に関するすべての事項は、日本法を準拠法とします。

第29条（合意管轄）

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定：2025年5月1日